

度牒授与・僧籍登録するには

度牒とは得度したことの証明書です。僧籍登録とは本宗の僧侶としての籍を登録することです。得度された方は浄土門主または法主より、度牒を受けなければなりません。

度牒は、総本山・大本山で得度された方は浄土門主または法主により受けます。師僧その他の教師により得度された方は僧籍登録と同時に申請をし浄土門主より度牒を受けます。

注意事項

- (1) この申請は、得度された方が満6歳以上の方に限ります。
- (2) 僧籍登録をする方は、名前が本宗の僧侶としてふさわしい漢字2文字でなければなりません。また、名前の読み方は音読み（呉音・漢音読み）です。
- (3) 本宗以外の宗派に所属している方は申請できません。
- (4) 師僧が兼務住職している寺院にその兼務住職（師僧）が申請した寺族に登録されている場合限り、兼務寺院の所属で僧籍登録することが出来ます。

添付書類

- (1) 戸籍謄本もしくは抄本。
- (2) 身元（身分）証明書（3ヵ月以内に市区町村役場で発行されたもの）、ただし18歳未満の方は必要ありません。

※身元（身分）証明書は、本籍地の役場にて発行される「破産宣言、被補佐人（後見人）、禁治産の宣告を受け付けない」証明です。

冥加料

不要

様式番号	44	申請書名	度牒授与・僧籍登録申請書
------	----	------	--------------

お問い合わせ

総務部 〒605-0062 京都市東山区林下町 400-8

TEL 075-525-0479 FAX 075-531-5105